

大崎市国土強靱化地域計画



令和2年6月
(令和6年3月改正)

宮城県大崎市

目次

第1章 基本的な考え方	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	3
4 計画の対象想定災害	3
第2章 脆弱性評価	4
1 脆弱性評価の考え方	4
2 想定するリスクの設定	4
3 基本目標	4
4 事前に備えるべき目標	5
5 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	5
6 施策分野の設定	7
7 脆弱性評価の結果	7
第3章 国土強靱化施策の推進方針	22
1 施策分野別推進方針	22
2 施策分野別指標	31
第4章 国土強靱化計画に基づき実施する主な関連事業	33
第5章 計画の推進	37
《資料編》	
資料1 国土強靱化関連市計画等一覧	38
資料2 過去における災害の概要	39
資料3 県地域計画と市地域計画の施策分野の関係	42

第1章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0を観測した巨大地震が大津波を引き起こし、本市において18人（内、市外での死者11人）の人命を奪い、市民の財産に甚大な被害をもたらしました。

本市では、高い確率で発生が予想されていた宮城県沖地震に備えるべく、大崎市地域防災計画を制定し、本市有建築物の耐震化など様々な防災対策を講じていましたが、大規模かつ広範囲に及ぶ被害により、行政機能の喪失や初動時の情報不足、燃料の不足など、経験したことのない事態が生じ、人命の救助・救出や災害時医療、生活再建等において、極めて困難な状況に直面しました。

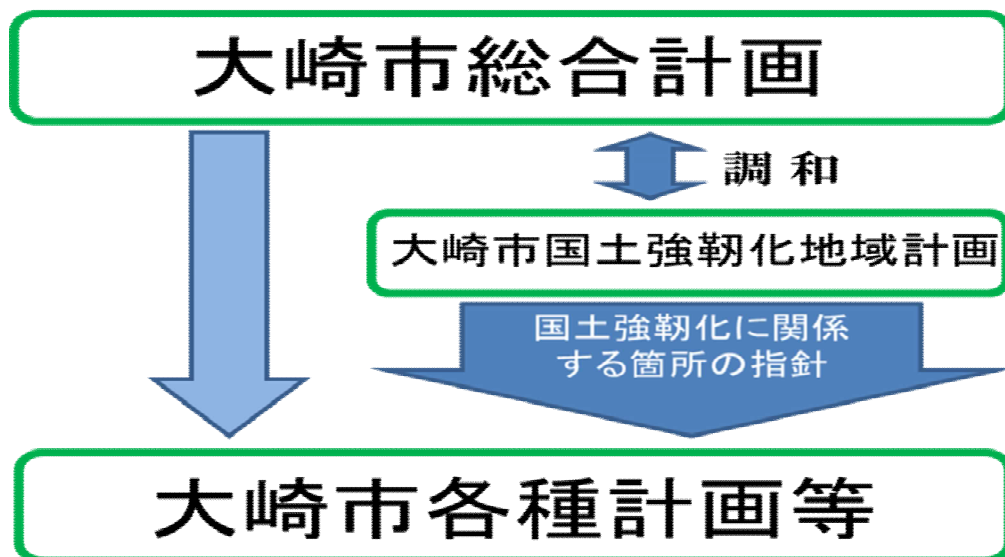
国においては、平成25年12月、大規模自然災害に備えて必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして「国土強靱化基本計画」が策定されました。また、基本法においては、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を定めることができる（第13条）」とされました。

本市では、既に、東日本大震災の経験と教訓を踏まえて各分野の各種計画等の見直しや災害対応マニュアルの策定等を進め、大規模自然災害に備えた事前防災及び減災に係る対策を進めてきたところですが、さらに強靱な地域づくりに向けて、平時から持続的な取り組みを展開するため、基本法に基づく大崎市国土強靱化地域計画（以下「市地域計画」という）を策定するものです。

2 計画の位置付け

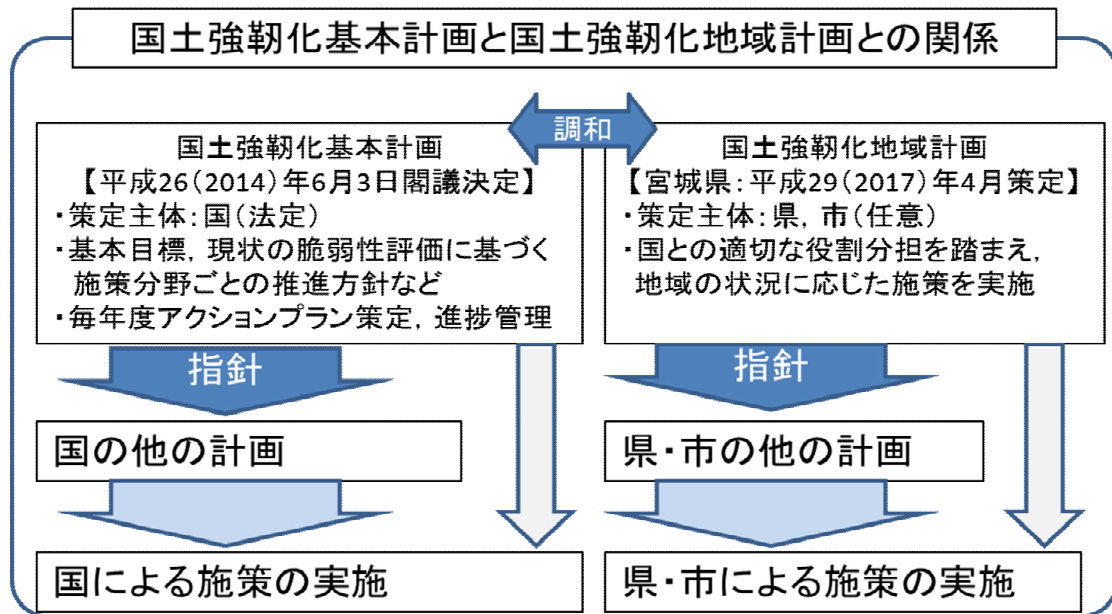
（1）総合計画及び各種計画等との関係

市地域計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、第2次大崎市総合計画（以下「市総合計画」という）の下位計画として、市総合計画と調和を図りながら、地域強靱化の観点から本市における様々な分野の計画等の指針となるものです。



(2) 国基本計画及び県地域計画との関係

国土強靱化地域計画は、国が策定する国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という）及び県が策定する宮城県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という）と調和をとった計画策定が求められていることから、市地域計画では、国基本計画及び県地域計画と調和をとった計画策定を行います。

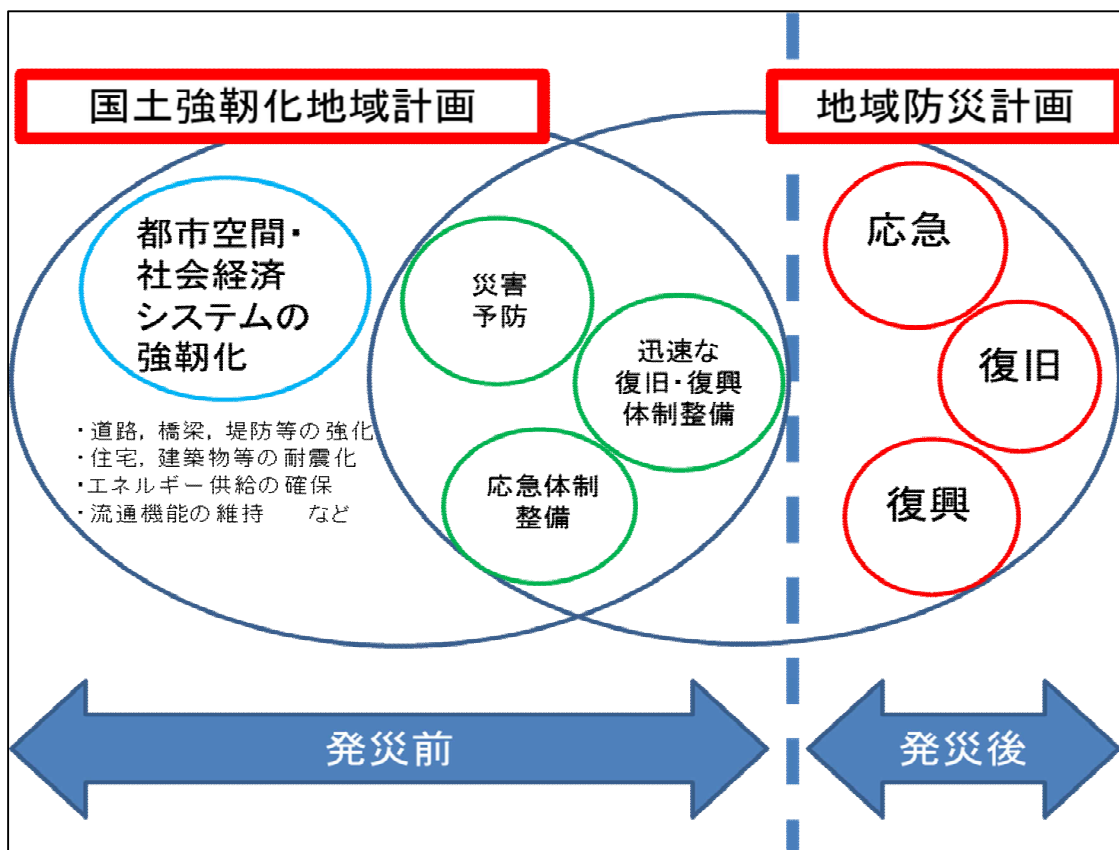


(3) 地域防災計画との関係

国土強靱化地域計画は、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を防ぐことが目的です。そのため、想定する自然災害等の発災前を対象としています。

一方、地域防災計画は、発災前の応急体制整備等と発災後の応急、復旧、復興等を対象としていることから、重複する点もある計画ですが、市地域計画は地域防災計画の国土強靱化に関する箇所の指針となるものです。

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定し 地域社会の強靱化	災害の種類ごとの発生時の対応力の強化
対象フェーズ	災害発生前	災害発生時・発生後も含む
施策の設定方法	人命保護や被害最小化などを図るため、最悪の事態を回避する施策	予防・応急・復旧などの具体的対策
施策の重点化・指標	あり	なし



3 計画期間

市地域計画の対象期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4 計画の対象想定災害

国基本計画及び県地域計画においては、「大規模自然災害全般」を想定しており、本市においても、地域防災計画を踏まえ、震災、風水害など、大規模自然災害全般を対象想定災害とします。

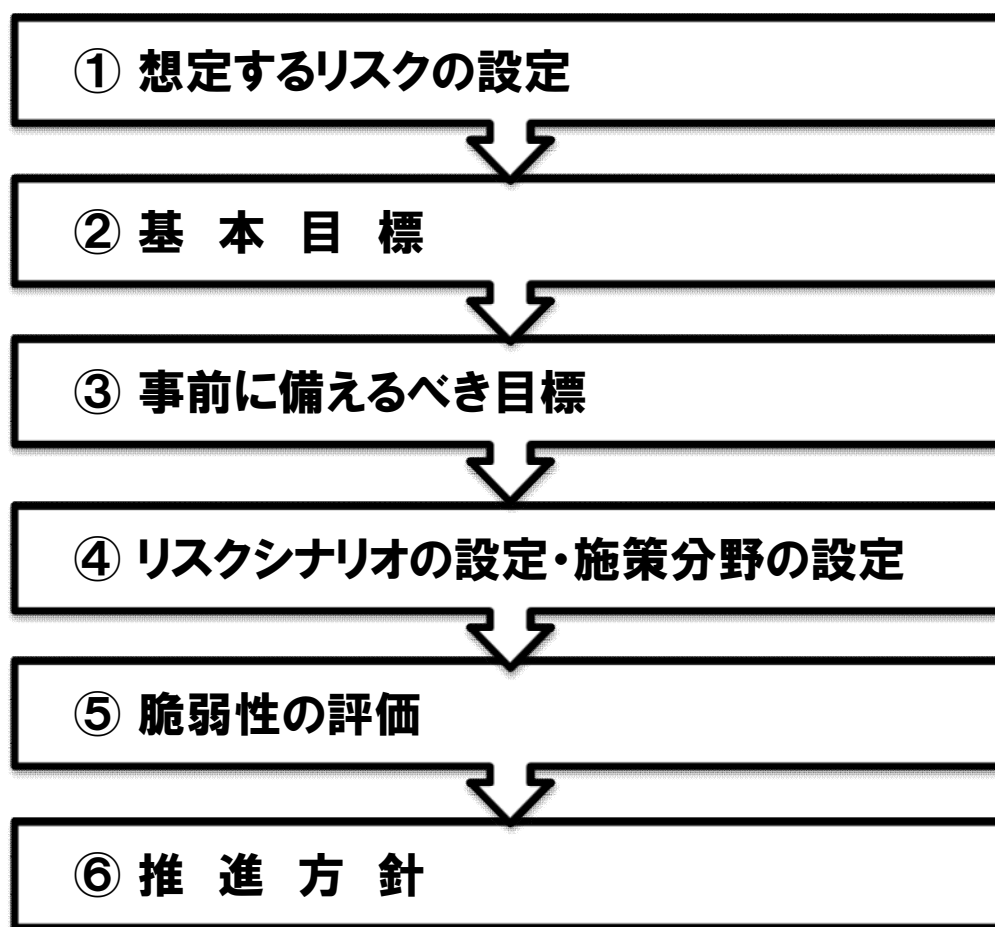
第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

本市の強靭化は、本市の特性を踏まえた上で、市地域計画で想定する大規模自然災害などのリスクとこれに対する脆弱さを把握し、分析した上で、より効果的な施策を展開していくことが重要です。

国基本計画及び県地域計画において、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、強靭化に必要な施策の推進方針が定められています。

市地域計画の策定においても、国及び県が実施した脆弱性評価を踏まえ、以下の手順により脆弱性評価を行い、強靭化のための推進方針を策定します。



2 想定するリスクの設定

市地域計画で想定するリスクは、この計画の対象想定災害としている大規模自然災害全般とします。

3 基本目標

国土強靭化の理念に鑑み、次の4項目を基本目標とします。

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される
- (4) 迅速な復旧復興が図られる

4 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、次の8項目を「事前に備えるべき目標」とします。

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急, 医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- (5) 大規模自然災害発生後であっても, 経済活動 (サプライチェーン含む) を機能不全に陥らせない
- (6) 大規模自然災害発生後であっても, 生活・経済活動に必要な最低限の電気, ガス, 上下水道, 燃料, 交通ネットワーク等を確保するとともに, これらの早期復旧を図る
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない
- (8) 大規模自然災害発生後であっても, 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

5 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)

「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として, 「国基本計画」と調和をもって計画策定されました, 「県地域計画」における25の「起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)」を基本として, 過去の大規模自然災害や地域特性を踏まえ, 24の「起きてはならない最悪の事態 (以下「リスクシナリオ」という。)」を設定しました。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)
1 人命の保護が最大限図られる	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水等による死傷者・行方不明者の発生
		1-3 大規模な火山噴火・土砂災害 (深層崩壊) 等による多数の死傷者の発生のみならず, 後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		2 大規模自然災害発生直後から救助・救急, 医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)
2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急, 医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1 被災地での食料・飲料水等, 生命に関わる物資供給の長期停止等による供給不足
		2-2 自衛隊, 警察, 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災, 支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		4 迅速な復旧復興が図られる

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 情報伝達の不備や停止等による被害の拡大
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーン含む)を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下
	5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-4 食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3 地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-2 有害物質の大規模拡散・流出
	7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-4 観光、地域農産物等に対する風評被害等による地域経済への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態

6 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な国土強靱化に関する施策分野については、市総合計画の「将来像実現への施策の大綱」の6つの大綱を施策分野として設定しました。

国基本計画を参考にした県地域計画の施策分野との関係については、資料3のとおり整理しています。

施策分野（総合計画【章】）	
(1)	市民が主役 協働のまちづくり（第1章）
(2)	安全・安心で交流が盛んなまちづくり（第2章）
(3)	地域の個性を生かし豊かな心をはぐくむまちづくり（第3章）
(4)	活力あふれる産業のまちづくり(第4章)
(5)	地域で支え合い健康で元気なまちづくり（第5章）
(6)	自然と共生し環境に配慮したまちづくり（第6章）

7 脆弱性評価の結果

各リスクシナリオに対し、施策・事業の進捗状況の観点などを含め、現状分析・評価を実施しました。個別の評価結果については、以下のとおりです。

1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生
(住宅・建築物の耐震化)
①木造住宅の耐震化については、大崎市耐震改修促進計画において、令和2年度までの耐震化率95%を目標に掲げ、耐震改修等の補助を行っています。地震による木造住宅の倒壊災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、効果的な普及啓発を図るとともに、国、県の支援制度も活用しながら、更なる耐震化の促進を図る必要があります。今後も活用することとしている市営住宅については、地震による倒壊等を未然に防止するため、大崎市公営住宅等長寿命化計画等に基づき、耐震化を進める必要があります。
②不特定多数が利用する民間大規模建築物については、災害時に大規模な被害が想定されることから、耐震改修促進法では要緊急安全確認大規模建築物としています。今後も国、県の支援制度を活用しながら、更なる耐震化の促進を図る必要があります。
(災害に備えた市街地構造の形成)
③老朽化した建物や狭隘道路が多い市街地では、地震発生時の建物倒壊や火災の延焼等、被害の拡大が予測されることから、建築物の不燃化を進めるとともに、安全で円滑に避難できる避難路や避難場所の確保を図る等、総合的な環境整備を行なう必要があります。
④防災拠点となる公共施設が災害時にその機能を十分に発揮できるように、緊急車両等が通行する重要な路線について計画的に整備を行なう必要があります。
(老朽危険空家等対策)
⑤管理不十分な一般の空家等については、災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、適切

な管理の促進を図る必要があります。

⑥空家のまま利活用されない建物は、設備が老朽化する場合があることから、大崎市空家等対策計画に基づき、利活用を推進する必要があります。

⑦老朽化した市営住宅については、火災や倒壊等による危害を防ぐため、大崎市公営住宅等長寿命化計画等に基づき、計画的に建替えや解体等を進める必要があります。

(防災意識の高揚、防災教育の実施)

⑧市及び防災関係機関は、大規模な災害発生時に市、県、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、図上または現地において計画的に実践的な防災訓練を行う必要があります。

⑨幼稚園、保育所、学校等で行う避難訓練等の機会を通じて、地域との連携や災害時の行動等、実践的な知識の習得を図る必要があります。

⑩防災意識の高揚を図るため、出前講座等の中で地域や家庭での予防・安全対策の必要性や災害時の行動等防災知識の普及啓発を進める必要があります。

(消防・救急体制の強化)

⑪消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）の規定に基づき、消火栓、防火水槽等の消防水利の整備充実を図る必要があります。なお、消防力強化の基盤となる消火栓、防火水槽等の消防水利の設置整備に際しては、川や池等の自然水利やプール等の人工水利の適切な組み合わせによる消防水利の多様化を推進し、震災時における消防活動体制の整備に努める必要があります。

⑫消防団の消防車両等の整備を計画的に進める必要があります。

⑬地域消防防災力の中核的な役割を担う消防団への入団促進、安全装備品の確保等、消防団活動の更なる充実強化を図る必要があります。

⑭大規模災害時の救命率を高めるため、市民に対し開催している救命講習について、受講者数を増やしていく必要があります。

(防災拠点の耐震化)

⑮大規模災害発生時において迅速かつ的確に災害応急対策を実施していくため、市役所本庁舎及び総合支所等、重要な役割を担う防災拠点施設の建て替えや耐震化を市内・庁外の関係機関と連携を図りながら計画的に実施する必要があります。

⑯集会所等の地域における避難所については、適切な耐震補強・改修整備を行う必要があります。

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水等による死傷者・行方不明者の発生

(総合的な流域治水対策)

①近年の気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化に備えるため、流域全体を俯瞰し、上流・下流や本川・支川の流域全体のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現に向け、国や流域自治体、企業・住民などの関係者が連携し、ハードとソフトが一体となった総合的な洪水対策を推進していく必要があります。

特に、土地利用の変化による市街地の形成等により、過去に整備された堤防及び施設の機

能に大幅な変更が必要な場合には、優先的に取り組みを行う必要があります。

- ②防災・減災対策を推進するとともに、対策を実施するための資機材等を平時から確保し、迅速かつ効率的な活用が図れる体制を構築する必要があります。
- ③江合川、鳴瀬川、吉田川をはじめ本市は多くの河川が流れており、長時間の豪雨による大規模な洪水被害の懸念があるため、流下阻害となる堆積土砂や支障木、それらによる陸地化や樹林化を抑制するための適切な河川管理による適正な河道断面の確保を、河川管理者である国及び県へ要望していく必要があります。
- ④都市化が進むことにより雨水が一気に水路や河川に流れ込み、流下能力を超える状況も懸念されていることから、河川の下流域への負担軽減のため、雨水の一時的な貯留施設を整備すること等について、計画的に取り組む必要があります。
- ⑤市管理の河川や水路、雨水幹線、調整池等については、国及び県と連携し、堆積土砂の撤去等、防災機能維持のための適切な維持管理に努める必要があります。
- ⑥洪水等の発災前及び発災後の状況に合わせた適切な対応をするため、地域自治組織に対する情報提供方法の浸透を図るとともに、地域自治組織からの情報に基づく国及び県等へ排水ポンプ車の派遣要請等の各種支援要請等の実施方法及び基準の明確化を図る必要があります。特に、頻繁に被害が発生する地区については、避難訓練等の地区行事の機会を活用し、緊急時も慌てずに実施できる体制の構築に努める必要があります。
- ⑦近年、台風やゲリラ豪雨等が頻繁に発生していることから、気候変動により今後ますます激甚化する水害のリスクに備え、水害に強いまちづくり・地域づくりを進める必要があります。

(冠水対策)

- ⑧豪雨等による既存道路の冠水や浸水被害が発生していることから、雨水幹線管渠（かんきょ）や排水施設の改良等の計画的な整備を推進するとともに、雨水排水ポンプ場等の長寿命化や排水ポンプの増強、非常用電源設備等の整備を図る等、雨水排水能力の向上を図る必要があります。特に、浸水被害が度々発生している地区については、優先的に取り組みを行う必要があります。
- ⑨河川の越水・破堤による浸水被害だけでなく、内水による浸水被害についても想定することで、適正な土地利用の規制誘導を推進する等、被害を最小限に留めるための適切な対策を計画的に講じていく必要があります。特に、被害が複数回発生している箇所や過去に大きな被害が発生した箇所については、優先的に対策を講じる必要があります。

(水害警戒避難体制の整備)

- ⑩情報通信技術を活用した雨量・河川水位等の防災情報の的確な収集体制を整備する必要があります。
- ⑪住民や観光客に対して、必要な防災情報を適時入手できる体制整備を強化する必要があります。
- ⑫早めの避難情報を発令する体制等への見直しを行うことと併せて、防災情報をもとに、住民自身が的確な判断を行い避難できるようにする必要があります。
- ⑬洪水等に関する警戒情報や避難情報を、住民や観光客に対し迅速かつ的確に伝える体制を整備する必要があります。

(異常降雪時等における道路管理体制及び除雪体制)

- ⑭異常降雪時において、主要幹線から順次除排雪を実施していくため、地形や積雪の状況・条件に適合した除雪機械の増強及び更新に努め、道路の除雪体制の強化に向けた取り組みを進める必要があります。
- ⑮地吹雪等による交通障害を予防するため、国や県と連携しながら防雪柵や雪崩防止柵等の防雪施設の整備等、積雪寒冷地に適した道路整備を推進する必要があります。
- ⑯地域の実情に応じた除排雪の実施と、道路環境の維持・向上を図るため、地域住民との連携による除排雪の取り組みを推進する必要があります。
- ⑰積雪等による移動困難者対策として、積雪期の避難場所、指定避難所及び避難路の確保とその周知・啓発を図り、さらに、観光客等の帰宅困難者の避難対策の取り組みについても進める必要があります。
- ⑱大雪により高齢者宅の屋根の雪下ろしが必要になる事態への対応や、集落の生活道の寸断へ対応する体制を構築する必要があります。
- ⑲雪崩及び暴風雪による遭難等、雪山での事故を防ぐため、関係機関と連携した情報発信を行う必要があります。
- (道路整備)
- ⑳豪雨等による冠水で国道及び県道という主要な道路が不通となる事態が発生することによる、避難・支援経路の確保ができなくなる事態に対応するため、道路管理者である国及び県に対し、避難路・復旧道路の嵩上げ等を要望する必要があります。
- ㉑豪雨等による冠水で、地域における主要な生活道や排水施設等への作業道等が不通となる事態が発生することにより、避難路の確保や浸水被害の拡大が懸念されることから、国及び県と連携しながら避難路・復旧道路の嵩上げを実施する必要があります。
- (水防災拠点機能の確保)
- ㉒市が避難所として指定している行政区の集会所について、発生する災害に応じた運用ルールを地区内において確立するとともに、大規模災害発生時の2次避難先として河川管理者である国と連携した水防災拠点の拡張・増設について検討する必要があります。また、既存の水防災拠点を含めた運用ルールの確立を図る必要があります。

1-3 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

(山地防災対策)

- ①森林の持つ水源涵養、土砂流出防止等の公益的機能を高め、山地に起因する被害発生を防ぐため、森林及び治山施設の整備を推進する必要があります。
- (総合的な土砂災害等の対策の推進)
- ②土砂災害危険個所の調査や定期的な防災パトロール体制を構築する等、計画避難体制の整備を図るとともに、平常時から土砂災害警戒区域内の市民に対して、防災意識の高揚に向けた周知・啓発を行うことや、早期復旧のための資機材等の確保及び必要時に活用できるかを定期点検する体制を構築する必要があります。
- (火山災害対策等)

③鳴子火山は1000年以上噴火していませんが活火山です。また、本市に隣接する栗駒山は、1944年に昭和湖付近で発生した噴火が最新ですが、最大規模のマグマ噴火が発生

した場合には、本市の広い範囲で1cm程度の降灰が想定されており、栗駒山に近い一部の範囲では10cm程度の降灰が想定されています。そのことを踏まえながら、平時から火山に関する情報について、気象庁や関係機関からの情報を定期的に収集するとともに、警戒情報や避難情報を、住民や観光客に対し迅速かつ的確に伝える体制を整備する必要があります。

④鳴子温泉地域は、地下に熱源が豊富で、高温蒸気泉が多く、浅部に硫化水素ガスが多く発生する地点があるため、地殻変動及び老朽化により源泉暴噴が発生した場合、特殊かつ甚大な被害を受けることから、定期的なモニタリング調査及び計画的に配管を整備する必要があります。

⑤鳴子火山による災害への災害予防対策として、大崎市地域防災計画に定める火山災害予防対策に基づく諸施策を着実に実施する必要があります。

(土砂災害等の対策の推進)

⑥大雨による斜面崩壊が度々発生していることから、土砂災害危険箇所での定期的な維持管理や治山施設等の整備について、国及び県に要望していく必要があります。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止等による供給不足

(物資等の確保)

①災害時の食料・飲料水・医薬品・乳幼児用ミルク等の備蓄について、市・県・民間事業者が連携し計画的に進めるとともに、各家庭での備蓄を促進する必要があります。

②食料等を製造する民間企業や福祉施設等との協定締結を行うとともに、災害時に協力できる体制を維持する仕組みを構築する必要があります。

③備蓄の内容については、多様なニーズに合わせ、アレルギー対応食料等の新たな備蓄品目の導入について検討する必要があります。

(供給手段の確保)

④市外からの救援物資輸送や復旧活動支援要員の円滑な移動を確保するための拠点となる箇所を指定するとともに、災害時に迅速に拠点を構築する自家発電設備等を含めた資機材の確保・整備を図る必要があります。

⑤被災した道路を迅速に復旧するため、必要な建設機械や仮設資材が確保できるよう、市内事業者の維持確保及び協力体制の構築を進めるとともに、市外からの適切な受援体制の構築を図る必要があります。

⑥市内・近隣市のガソリンスタンドからの燃料等の供給を、発災時以降も継続して対応してもらえるような対策が必要です。

⑦姉妹都市や友好都市との連携を平常時から密にし、災害発生時に相互に支援を行える体制を構築する必要があります。

⑧県が整備している物資等の確保及び供給体制と連携し、迅速かつ効率的な救援物資の供給を受ける体制を構築する必要があります。

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(相互応援体制の整備)

- ①自然災害等による大規模災害の発生に備え、被災していない地域の機関等の適切な協力を得る体制を整備する必要があります。

(消防広域応援体制の整備)

- ②大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするため、消防の広域応援体制に基づき、応援及び受援対応の相互協力を図る体制構築する必要があります。

(防災関係機関等からの受援体制の整備)

- ③防災関係機関の応援を迅速かつ円滑に受け入れるため、受援体制の構築や関係機関との実践的訓練を継続して実施する必要があります。

- ④市域を担任地域とする自衛隊の指定部隊と日頃から情報交換することや合同での訓練等を通じて、災害派遣部隊との連絡及び受入態勢を整備する必要があります。

(消防・救急体制の強化)

- ⑤地域消防防災力の中核的な役割を担う消防団への入団促進、安全装備品の整備等、消防団活動の更なる充実強化を図る必要があります。

- ⑥大規模災害時の救命率を高めるだけでなく、発災時において適切な防災活動が地域において行えるよう、住民に対する救命講習等の受講者数を増やしていく必要があります。

- ⑦地域防災組織の強化を図るため、地域における防災訓練への参加者数を増やしていく必要があります。

2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(医療関係団体との連携強化)

- ①災害時の医療体制を確保するため、医療関係団体と緊急時における協力応援体制を確認するとともに、即応体制を維持するための訓練を実施する必要があります。

- ②災害時の医療救護活動を迅速にするため、医療関係団体等と連携し、救護体制を整える必要があります。救護の活動に必要な資機材等を提供できるようにする必要があります。

- ③災害時の負傷者等に対応するため、医療関係団体等と連携し、臨時の救護所を設置する場所の検討や、実施可能な医療救護活動の範囲について検討する必要があります。

- ④災害時の医療救護活動を迅速かつ効率的に実施するため、負傷程度により治療の優先度を判定し、負傷者を振り分けるトリアージ体制の整備を行う必要があります。

- ⑤災害による負傷者への速やかな救護及び医薬品等の早期確保のための体制を構築する必要があります。

(道路の防災・減災対策)

- ⑥災害時における迅速な活動を行うため、道路機能の確保や応急・復旧を発災直後から行えるよう地元建設業者等との協定による復旧体制の強化を図るとともに、平常時から実施可能な工事内容、技術者の有無等の情報共有と連携強化を図る必要があります。

- ⑦災害時の交通機能を早期に確保するため、道路管理者間の連携強化、相互支援体制の確認、維持管理体制の情報共有等について、引き続き相互に連携を図る必要があります。

- ⑧災害発生時の道路交通網を確保するため、国・県道に接続する市道について、総合的な視点から整備する必要があります。

⑨災害発生時に避難所等の安全な場所へ移動するための避難経路を確実に確保するため、生活道路を計画的に整備するとともに、適切な維持管理を行う必要があります。

(業務継続体制の整備)

⑩被災により稼働可能な医療施設及び従事可能な医療関係者、ライフライン等、資源に制約がある状況下において災害対応を継続的に実施できる体制を構築するため、業務継続計画(BCP)を策定する必要があります。

(市民等の自主的救護体制の整備)

⑪救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により医療活動が困難となることが予想されるため、市民等に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを周知徹底し、自主的救護体制を整備する必要があります。

2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(感染症等予防対策)

①避難場所、被災地区での感染症の発生防止のため、平常時から定期予防接種の推進や避難所運営マニュアルの周知、県や医療関係者と連携した心身のケアと感染症等予防対策を行う必要があります。

②市民が平素から良好な健康状態を維持するための取り組みが必要です。

③浸水被害を受けた地域及び住宅に対して、地域における迅速な消毒ができるよう資機材の適切な備蓄等が行える体制が必要です。

④地震や大規模な浸水等により多くの災害廃棄物が発生し、廃棄物処理に相当の時間を要するため、衛生対策に留意する必要があります。

⑤災害時の円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うため、平時からごみの分別等の環境配慮行動の推進や災害廃棄物処理計画の策定等を行う必要があります。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(職員に対する防災教育)

①職員に対して災害時における適切な判断力や災害対応力を養成し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施できるよう、防災訓練の実施や各種講習会の開催、災害対応マニュアル等による災害対応スキルの習得を図る必要があります。

(防災拠点機能の確保)

②防災拠点となる公共建築物は、災害時における応急対策活動の拠点、または避難施設等として重要な役割を担うことから、耐震性の確保、災害時も利用可能な情報通信設備の整備、備蓄倉庫の設置等、施設整備だけでなく、関係機関との連携による運用も含めた体制の構築が必要です。

③本庁舎及び総合支所は、市及び各地域における災害対応の拠点を担うことから、機能の維持及び設備面での充実を図る必要があります。

④集会所等の指定避難所については、災害発生に備えた資機材等の整備と災害発生時に使用できる状態の維持を図る必要があります。

⑤大規模自然災害発生時の避難所において、生活が困難な要配慮者の避難施設として、民間の

社会福祉施設を使用する協定締結や既存施設の活用を検討する必要があります。

(業務継続体制の整備)

- ⑥業務継続計画（BCP）を策定し、災害対応力の向上を図るとともに、継続的な改善を行うことで業務継続体制の強化を図る必要があります。

(相互応援体制の整備)

- ⑦自然災害等による大規模災害の発生時においては、姉妹都市や交流自治体、国及び県の関係機関、災害支援協定企業・団体からの応援を適時的確に受ける体制を平常時から構築するとともに、他団体が被災した際には、適切な支援が行えるような体制を整備する必要があります。

(文化財の保護)

- ⑧市内に現存する文化財を災害から守るため、専門家の支援を受けながら防災対策を講じ、平常時から防災対策をはじめ、災害発生時から災害後まで、文化財を守る適切な取り組みが行える体制を構築する必要があります。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 情報伝達の不備や停止等による被害の拡大

(情報の収集、伝達体制の確保)

- ①災害情報を迅速かつ的確に把握するため、非常時における災害関連情報を適時的確に収集できる体制を、継続的に維持する必要があります。

- ②屋外拡声子局、戸別受信機、緊急速報メールや登録制メール、宮城県総合防災システムMIDORI、市WEBサイト等を活用した防災行政情報の発信について、速やかに危険区域を絞り込み、住民及び観光客へ迅速かつ的確な避難情報等を複層的に伝達する体制を整備する必要があります。

(電源の確保)

- ③停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の計画的な整備を促進するとともに、常時使用可能な状態を維持する必要があります。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーン含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下

(事業者における事業継続計画（BCP）の促進)

- ①災害等において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促進するとともに、防災体制の整備や防災訓練、事業所の耐震化、地域の防災活動への協力等の体制を整える必要があります。

- ②事業継続計画（BCP）が実効性を持って運用されるように、経営者や従業員等の認識共有や人材育成、相談体制の構築のほか、関係機関との連携による支援体制を強化する必要があります。

(中小企業などの経営基盤の強化)

- ③災害等による損害を受けた事業者に対し、運営資金等を融資する等、経営基盤を強化するための対策を国、県、金融機関及び商工団体と連携しながら効果的に行う必要があります。

5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(エネルギー関係施設等の安全対策等の強化)

- ①エネルギー関係施設等（ガソリンスタンド、都市ガス供給施設、発電施設等）においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質による被害が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定める等、地震等への対策強化を進める必要があります。

(エネルギー関係施設等の災害に備えた消防力の強化)

- ②エネルギー関係施設等で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄または整備する必要があります。

5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止

(道路の防災・減災対策)

- ①災害における道路機能を確保するため、道路・橋梁の整備にあたっては、災害に強い施設の整備・改修を推進する必要があります。
- ②災害時の交通機能早期確保のため、国及び県の道路管理者間の連携強化、相互支援、維持管理等について、平常時から引き続き相互の連携体制を強化していく必要があります。
- ③災害が発生した場合においても、安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図るため、道路利用者への早期情報提供を可能とする体制の構築と、緊急車両等の交通経路となる重要道路における信号機等の機能維持が図られる体制を構築する必要があります。

(鉄路の防災・減災対策)

- ④災害における鉄路機能を確保するため、災害に強い施設の整備・改修について、関係機関が主体的・計画的に実施できるよう連携強化を図る必要があります。

(電柱の倒壊、森林の倒木への対応)

- ⑤電柱の倒壊及び森林の倒木により交通が遮断されるおそれがあることから、緊急輸送道路等における送電線及び通信線等の地下埋設による無電柱化を進めるとともに、道路、農林道、鉄路等への倒木による影響が大きい木々の特定及び伐採等の措置を図る必要があります。

5-4 食料等の安定供給の停滞

(備蓄物資の供給体制等の強化)

- ①市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適切かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整等を強化する必要があります。

(緊急物資の輸送体制の構築)

- ②大規模自然災害等が発生した場合、緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資等の確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要があります。

(農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- ③災害の発生に際して、農業被害を最小限に抑えるため、農地、農業用水利施設（排水機場等）等の管理者による維持管理計画の定期的な見直しや管理技術者の育成など、管理体制の充実・強化を促進する必要があります。
- ④農業用施設等の定期的な整備点検を実施し、破損等危険個所の補修を行う等、平常時からの適切な維持管理を促進する必要があります。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

(電力供給遮断時の電力確保)

- ①電力供給遮断等の非常時に災害対策本部等を開設する施設及び避難所として避難住民等の受入れを行う施設における、必要不可欠な電力の確保のため、非常用発電機の整備、その燃料の確保、太陽光発電システム等の自然エネルギーの活用について検討する必要があります。

(再生可能エネルギー等の導入促進)

- ②長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所における電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池等の自然エネルギーを活用するための施設整備を促進する施策を検討する必要があります。

(燃料等の供給体制の構築)

- ③災害支援に関する協定を関係団体と締結すること等により、災害発生後の支援体制を構築するとともに、体制の維持を図る取り組みが必要となります。

(地域エネルギーの活用)

- ④森林資源等の地域に存在する活用可能なエネルギーについて、補完的なエネルギー源として利活用できる体制の構築を検討する必要があります。
- ⑤小水力発電の技術革新への協力を継続するとともに、地域への導入について、地域、企業、関係団体と連携し、検討する必要があります。

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設の耐震化)

- ①水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障をきたすことから、水道施設の耐震化を促進する必要があります。

(応急給水に係る施設整備)

- ②広域断水時における応急給水活動に必要な水を確保する必要があります。

(水道供給体制の構築)

- ③給水機能が停止した際の緊急的措置として給水車による給水があるが、上下水道部に配備している台数で対応できない広域的な断水状態を想定し、平常時から他自治体及び他団体との連携体制を構築する必要があります。

(下水道施設等の長寿命化等)

- ④下水道処理施設や管路施設は今後、老朽化が懸念されることから、長寿命化対策を進めるとともに処理場等、主要な施設の耐震化も推進する必要があります。

- ⑤下水道施設や集落排水処理施設は、長期間の停電が発生した場合に施設機能の維持が困難であることから、非常時に対応できるよう再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源設備や燃料備蓄等、緊急時の体制の整備を進める必要があります。

(上下水道施設等の浸水対策)

- ⑥上下水道施設等は、浸水被害を受けることにより長期間にわたり機能停止とならないよう、想定される浸水の高さに対応した施設整備・改修を行うとともに施設の水密化等を図る必要があります。

(迅速な復旧体制の構築)

- ⑦被災した上下水道施設等を迅速に復旧させるために必要な市内事業者や関係機関等との連携を強化するとともに、復旧に必要な資材の備蓄を行う必要があります。

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

(生活道の整備)

- ①災害発生時に避難経路や主要幹線の迂回路として活用できる生活道（市道、農道、林道等）を把握し、必要な整備・改良を進める等、平常時から機能の維持を図る必要があります。

(道路施設等の長寿命化)

- ②老朽化した道路ストック（橋梁・トンネル等）の計画的な改修が必要であり、橋梁の長寿命化に併せ跨線橋の耐震化を進めていく必要があります。

- ③迂回路として活用できる集落間農林道の整備を推進するとともに、老朽化した農林道施設や崩壊の危険性のある法面、路肩の計画的な改修が必要となります。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業水利施設等の機能維持対策等)

- ①被災した場合に農業生産等への影響が大きい基幹的農業水利施設（ため池、揚排水機場等）の損壊等による被害を防止するため、施設の耐震化等の老朽化対策を推進するとともに、地域における継続した維持管理が行われる体制の構築を図る必要があります。

(ダム管理者との連携)

②本市を流れる江合川，鳴瀬川，吉田川の上流には，国及び県管理のダムが整備されており，台風等により長時間の豪雨が続き大規模な洪水被害が発生する可能性があることから，適切な堤体の維持管理，河床整備による河川管理を実施するとともに，ダムにおいて事前放流により大雨時の洪水調節機能が最大限発揮できるよう，管理者と調整していく必要があります。

③異常洪水時防災操作（緊急放流）の可能性についてダム管理者から情報共有を図る体制を構築し，ダム下流域の住民避難が安全に行えるよう，降雨量の予測に基づく早期の避難指示等を行えるようにする必要があります。

(ハザードマップを活用した訓練の実施)

④ハザードマップにより浸水区域と想定される浸水の深さを地域で共有するとともに，時間帯や避難情報等を総合的に判断した避難行動について，地域内での訓練を行うことにより周知徹底を図る必要があります。

(地域内交通の分断への対応)

⑤道路等の被災により地域内交通の運行経路が遮断された際には，運行経路の変更も含めた地域内交通の早期再開を図る必要があります。

(持続可能な公共交通の維持対策)

⑥持続可能な公共交通の維持のためには，まちの機能を極力コンパクト化するほか，情報通信技術や自動運転技術の活用を視野に入れた地域の面的な公共交通ネットワークを再構築する等，まちづくりと交通施策の連携を図る必要があります。

(家畜防疫等の対策)

⑦災害時における家畜の防疫体制について，関係機関との連携体制を構築する必要があります。

7-2 有害物質の大規模拡散・流出

(アスベスト等の飛散防止)

①地震等により倒壊した建物を解体する際，アスベスト建材から粉じんが飛散し，作業員や周辺住民が暴露する危険性があることから，危険性についての啓発を行うとともに，暴露防止に有効なマスクの備蓄や解体の際の事前周知の手順等の整備を図る必要があります。

②民間建築物に係るアスベスト調査台帳の整備を進めるとともに，優先的に実態を把握すべき建築物のアスベスト調査を行い，アスベスト調査台帳に掲載する必要があります。また，吹付けアスベスト等の使用が確認された建築物については，除去等の対策を進めることが必要となります。

(有害物質等の流出防止)

③油漏れや有害物質の流失の事故が発生したときは，河川へ流出した場合や浸水区域に流出した場合は大規模な拡散となることから，早期対策が必要であり，緊急連絡体制の整備による速やかな情報収集と復旧に対する横断的な体制が必要となります。

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地による二次被害の防止)

- ①農地の洪水調整機能を最大限発揮させるためには、特に水田が適切に管理されている必要があります。

(山地による二次被害の防止)

- ②適期に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されない森林、長年に渡って適切な管理がなされていない人工林等は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、水源涵養機能、土砂流出防止機能等の公益的機能の発揮に支障を来す恐れがあるため、間伐や伐採跡地の再造林、適切な森林の管理を推進する必要があります。

(鳥獣被害防止対策の推進)

- ③農林業従事者の減少や狩猟免許保持者の減少により、野生鳥獣を適切に管理する機能が低下しており、鳥獣による農林業被害の拡大と鳥獣被害による耕作放棄地の拡大が生じていることから、鳥獣被害防止対策をソフト・ハード両面にわたる総合的な対策として推進する必要があります。

7-4 観光、地域農産物等に対する風評被害等による地域経済への甚大な影響

(各種情報の的確な発信)

- ①災害発生時に、市外に対して、本市の正確な情報をどのような方法で発信すれば多くの方に伝わるか検討する必要があります。また、関係機関と連携し、風評被害等の防止対策について検討する必要があります。

8 大規模災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物対策指針に基づく処理)

- ①建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うため、平時の備え及び発災直後からの必要事項がまとめられた災害廃棄物対策指針に基づき、計画的な処理を行える体制を構築する必要があります。

(ストックヤードの確保)

- ②大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定され、迅速な復旧・復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを事前に確保しておく必要があります。

(災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性の向上)

- ③大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、平常時の廃棄物処理体制では処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、国、県等の関係機関との連携及び周辺だけにとどまらない地方公共団体間の相互支援体制の構築等、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備する必要があります。

8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家，コーディネーター，労働者，地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（復旧・復興を行うための体制整備）

- ①公共インフラの整備，維持・管理及び道路啓開や応急復旧作業等の担い手である建設業者が，災害対応可能な企業数で維持されるよう，市内建設業者の育成を図るとともに，若年技術者の就職・育成を進める必要があります。
- ②災害発生直後の迅速な道路啓開や応急復旧等に必要な建設機械や仮設資材が不足しないよう，国，県等の関係機関との連携を図り，資機材の保有情報を共有する必要があります。
- ③道路啓開を迅速に行うため，関係団体との災害時の協力に関する協定を締結するとともに，資材置き場の整備や調達先の確保等を平常時から確認しておく必要があります。
- ④上下水道施設の復旧を迅速に行うため，上下水道事業に関する専門的知識や経験を有する人材を継続的に確保する必要があります。

8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（コミュニティ力強化の支援）

- ①地域防災力の柱として，市民が中心となった自主防災組織の育成等を行っているが，少子高齢化にともない地域活動の担い手不足の解消が必要となっています。
- ②公助だけに頼らない自助と共助を地域において実践するためには，地域全体での地域活動への参加や実践が図られる取り組みが必要となっています。
- ③地域防災力の強化に直接的にプラスとなる消防団員の加入促進や宮城県防災指導員の育成を図ることで，地域における防災の専門家を増やす取り組みが必要となっています。
- ④被災後の治安悪化を防止するため，平常時から防犯パトロールの実施や防犯意識向上を図る必要があります。
- ⑤地域防災力を維持するために，保育所及び幼稚園と学校等のみで行う防災訓練だけでなく，地域と連携した防災訓練の実施や防災士会による研修や講話の実施等，平常時から地域防災力の向上に努める必要があります。

（外国人居住者の地域活動への参加促進）

- ⑥外国人労働者の受入れ拡大により，地域住民としての外国人が増加していることから，災害発生後の共助の一員として，地域に住む外国人に対する対応力を強化する必要があります。

（外国人居住者への情報発信）

- ⑦被災した外国人に対する生活支援情報や災害情報の発信について，多言語化や音声化，やさしい日本語での資料提供等を行うことが必要となります。また，どこに行けば外国人が情報を得られるのか，あらかじめ周知しておく必要があります。

（災害ボランティア活動の環境整備）

- ⑧本市全域及び本市住民全てが支援対象となる被災を受けることは想定していないことから，平常時から災害ボランティアの育成やボランティアコーディネーターの養成・研修の充実を図るとともに，社会福祉協議会及びボランティア関係団体との連携・協力体制を整備することで，本市の被災地での災害ボランティア活動を担う住民を増やす取り組みが必要となっています。

8-4 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態

(被災地及び避難所の福祉支援)

- ①大規模自然災害に起因する避難所の開設が長期間に渡る場合は、自主運営組織の結成や衛生面での取り組みの徹底、避難所環境の改善を開設期間の見通しに基づき実施する必要があります。
- ②高齢者や障がい者等、避難所での生活が困難であり支援が必要な方に対し、福祉施設等と福祉避難所としての協定を締結し、受け入れ体制の整備を行う必要があります。
- ③被災者のこころのケア等については、市と県が連携しながら、計画的に実施できる体制を構築する必要があります。
- ④被災者がどのような支援を求めているのかを把握し、的確な支援につなげる必要があります。

(住宅再建への支援)

- ⑤被災した住宅の復旧・修繕については、数カ月かかる場合が大多数であることから、国及び県の支援策を活用しながら、被災者の自立再建を後押しする施策を展開する必要があります。
- ⑥応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設が必要になることを想定し、建設できる候補地を複数検討しておくとともに、応急仮設住宅（借上型仮設住宅）については、国・県との連携を図りながら供与を行い、併せて市営住宅の提供や民間賃貸住宅家賃助成制度等の被災者に対する住宅関連の支援策について、制度適用と同時に被災者に対して情報提供できる体制を構築する必要があります。

第3章 国土強靱化施策の推進方針

第2章における脆弱性評価の結果を踏まえ、本市における国土強靱化に向けた施策分野別の推進方針は、次のとおりです。

1 施策分野別推進方針

<p>(1) 市民が主役 協働のまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none">・災害時における市民の対応力を向上させるため、自主防災組織等による地区防災マップやマイタイムラインの作成・訓練・防災教育等の充実を図ります。(1-1-⑧, 7-1-④, 8-3-②)・避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症(いわゆるエコノミッククラス症候群)、ストレス性の疾患が発生しないよう、県、DMAT、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携して予防活動を継続的に行うための体制整備及び感染症予防対策用資器材の整備を行います。(1-2-②, 2-4-①)・災害に備え、各家庭において3日分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるよう、周知を行います。(2-1-①)・新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症が避難所で流行することにより、安定した避難所運営が困難になるため、「新しい生活様式」に対応した避難所運営マニュアルの作成や、防災訓練等の機会を活用した感染症予防対策の周知を図ります。(2-4-①)・浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保を行います。(2-4-③)・地域の防災活動の担い手となる自主防災組織をはじめ、消防団や婦人防火クラブ等の活動支援に努めます。また、地域の防災活動のリーダーとなる人材育成を図るとともに支援します。(8-3-③④)・災害発生時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関等と連携しながら、環境整備に努めていきます。(8-3-⑧)・庁内一丸となって被災者を支援するため、情報共有を行うためのルール作りとシステムを構築します。(8-4-④)・り災証明書をはじめ、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金等の各種手続きに関して、迅速かつ的確に事務処理手続きを行うため、連絡体制の強化や事務処理手続きの周知、各種手続きに関する研修に取組みます。(8-4-④)・災害発生時における地方公共団体の業務をトータル的に支援する「被災者支援システム(提供:地方公共団体情報システム機構)」の活用に向けた研修会の実施により、災害対応時の対応能力の向上に努めます。(8-4-④)
<p>(2) 安全・安心で交流が盛んなまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none">・住宅耐震診断と耐震化の助成事業を実施することで、耐震化率の向上を目指します。また、危険性が高いブロック塀等については、除却を促すとともに計画的なフォローアップを行い、災害に強い安心・安全なまちづくりを推進します。(1-1-①⑩)・市営住宅の長寿命化や耐震化対策を推進するため、公営住宅等ストック総合改善事業等を推進します。(1-1-①)・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に即した計画的なまちづくりを進め、耐震、耐

火等の災害に備えた市街地整備の観点から、避難路となる道路等の災害に備えた都市基盤の整備・改善を行うことで、災害に対する安全性の強化とともに、災害に強い都市構造の形成を図ります。(1-1-②③④, 1-2-⑧⑨)

- ・重要な生活道路等について、幅員狭あい区間等の改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保します。(1-1-③, 2-1-⑤, 2-3-⑧⑨, 5-3-③, 6-3-①③)
- ・幅員4m未満の道路に面して建築等を行う場合、拡幅協議や後退整備を実施することにより、災害に強いまちづくりを推進します。(1-1-③)
- ・婦人防火クラブの活動支援を通じて、家庭・地域での火災予防知識の習得や防火意識の高揚を図ります。(1-1-⑨)
- ・大規模災害時には、警察・消防等の被災や土砂の崩壊等を起因とした道路閉塞が生じることにより、救助・救急活動を担う機関の対応が困難になる事態が想定されることから、自主防災組織等による救助・救急活動の体制強化として、救助・救急対応に関する訓練や救命講習会の実施、自主防災組織における防災資機材の整備に努めます。(1-1-⑪⑫⑬⑭, 1-2-②⑫, 2-2-⑥⑦, 2-3-⑪, 3-1-④)
- ・消防団員の入団促進を図るとともに、消防活動・水防活動の訓練について充実を図ります。(1-1-⑬, 8-3-③)
- ・災害情報の受信・収集及び道路利用者や市民への情報提供、負傷者や避難者の安全な受入れ、救援・救助及び災害応急活動を担う防災関係機関の集結場として活用できる防災拠点施設の整備を図ります。(1-1-⑮, 1-2-⑳, 4-1-②)
- ・自主防災組織の活動体制強化を推進するとともに、災害発生を想定した市と自主防災組織との連絡体制の確認を行います。(1-2-⑥)
- ・災害発生時における国の支援を迅速に要請するため、国と協議を行い、市のマニュアルを見直すとともに、マニュアルが有効に機能するよう毎年連携体制の確認を行います。(1-2-⑥)
- ・洪水・土砂災害ハザードマップと関連した内水ハザードマップを作成し、避難場所、位置、水深、ルート等を住民にわかりやすく伝えるとともに、住民との連携による防災行動計画(タイムライン)の策定により、住民自身の的確な判断による避難を促します。(1-2-⑥⑫)
- ・住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転について、地域の合意形成と意見集約を図りながら検討を行ないます。(1-2-⑨)
- ・情報収集・提供手段の進展に伴い、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、情報収集及び情報提供に必要な人員確保・体制整備の拡充に努めます。(1-2-⑩, 4-1-②, 7-1-③, 8-3-⑦)
- ・大規模洪水浸水による住民等の生命・身体への危害を防ぐため、防災行政無線や、市ウェブサイト等による住民への広報を図るとともに、洪水・土砂災害ハザードマップ等の情報入手方法の周知を図ります。(1-2-⑪⑬)
- ・市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整を計画的に進める体制を構築します。(1-2-⑫, 2-1-①②③④⑧, 5-4-①)
- ・緊急時の食料、飲料水、生活物資等の確保を円滑に行うため、市内の道の駅等も含めた緊急物

- 資の集積拠点の確保を進めるとともに、平時から集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図ります。(1-2-⑫, 2-1-⑧, 5-4-②)
- ・住民への災害情報提供にあたり、市と自治会や自主防災組織等が連携して、災害情報の共有を図ります。(1-2-⑫⑲, 4-1-①)
 - ・道路の除融雪作業に必要な資機材や機械を整備します。(1-2-⑭)
 - ・地吹雪等による交通障害を予防するため、国や県と連携しながら防雪柵や雪崩防止策等の防雪施設の整備等、積雪寒冷地に適した道路整備を推進します。(1-2-⑮)
 - ・市道及び市道に準ずる道路について、異常降雪となった場合でも、日常生活が阻害されないよう地域住民の協力を得て、除雪、排雪、融雪を図る体制を構築します。(1-2-⑯⑳)
 - ・山間豪雪地帯における集落間の交通確保が困難なことから、集落単位に一時避難所を確保するとともに、スキー場利用客等の観光客等の帰宅困難者も考慮した一時避難所を確保します。(1-2-㉑)
 - ・主要な路線である国県道及び地域における主要な生活道や排水施設等への作業道等について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁等の耐震化を推進するとともに、道路の嵩上げ等の改良を推進します。(1-2-㉒㉓, 5-1-①, 5-3-①)
 - ・市内の3つの道の駅は、国と市とで防災利用に関する協定(災害復旧や救助・救援活動)を締結したことから、今後は地域の中核的な防災拠点としての機能強化に努めます。特に、「道の駅三本木やまなみ」は、防災活動の迅速かつ応急的な対策等を実現するため、道の駅駐車場の冠水対策として、貯水槽等の早期整備を検討します。(1-2-㉔, 2-1-④, 3-1-②, 5-3-③)
 - ・県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上が図られるよう努めます。また、異常気象等により大規模な土砂災害が生じる恐れがあるため、洪水・土砂災害ハザードマップや、市ウェブサイト等により広報していきます。(1-3-①②)
 - ・火山の噴火その他火山現象による災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、地域住民及び観光客等を保護するため、複数の噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの整備、避難場所・避難路のあらかじめの指定と日頃からの市民への周知徹底等の防災体制の整備に努めます。(1-3-③⑤)
 - ・地下エネルギーの現状を把握するため、源泉の定期的モニタリングとデータの整理・共有を推進します。(1-3-④)
 - ・地殻変動及び老朽化による源泉暴噴対策として、計画的な配管更新を推進します。(1-3-④)
 - ・電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用発電機と燃料の備蓄を行う体制を構築します。(2-1-⑥, 6-1-①)
 - ・大規模災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があり、迅速かつ確かな防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となるため、他の地方公共団体等との相互応援体制の整備充実を図ります。(2-1-⑦⑧, 2-2-①②)
 - ・自衛隊等の救助・救急活動部隊との情報共有体制の強化に努めます。(2-2-①④)
 - ・地域消防力の強化に向け、関係機関が一体となった合同訓練を実施します。(2-2-③)
 - ・消防団の消防力の維持・強化に向け、装備の適正な維持管理・更新や演習・訓練の実施に努め

ます。また、「消防団協力事業所表示制度」の周知を通じて、事業所の理解と協力を得る等により、新たな消防団員の確保や若手消防団員の確保に努めます。(2-2-⑤)

- ・地元建設業者等と災害時応急対策の協力に関する協定締結により道路啓開や応急復旧等の実施体制を整備します。(2-3-⑥, 8-2-③)
- ・国、県、関係機関との連携及び地方公共団体間の相互支援体制の整備を行います。(2-3-⑦, 5-3-②, 8-2-②)
- ・新規採用職員の研修や職場外研修の機会において、防災・減災に関する学習機会を設けることにより、職員の資質の向上に努めます。(3-1-①, 8-2-④)
- ・既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施します。(3-1-②)
- ・大規模災害時においても適切な行政運営が図られるように、業務継続計画(BCP)や初動対応マニュアルの作成に取り組み、適切に実行できるよう、訓練を通じて評価・検証を行っていきます。(3-1-⑥)
- ・大規模災害時には、職員だけの対応は困難になることから、自主防災組織をはじめとした関係団体との役割分担について検討していきます。(3-1-⑦)
- ・大規模な災害発生時においては、災害時相互応援協定に基づく県・他自治体からの職員の支援をはじめ、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣といった様々な救援・救助部隊の活動が想定されることから、受入体制の構築に向けた受援計画の作成に取り組みます。(3-1-⑦)
- ・風水害及び津波等の大規模自然災害や原子力災害等、大規模災害が他の自治体で発生した際に、本市に対し他の自治体から避難者の受入れ要請がなされた場合に備え、必要な体制整備を行います。(3-1-⑦)
- ・防災関係機関等との連携協力のため、情報伝達体制を整備しながら災害情報の共有を図ります。(4-1-①)
- ・災害発生時に正確な情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路についてシミュレーション等の訓練を繰返し行います。(4-1-①)
- ・市内に滞在している観光客に対して正確な情報提供を迅速に行います。(4-1-②)
- ・全国瞬時警報システム(Jアラート)や防災行政無線等、情報伝達手段の多様化・確実化をさらに進めます。(4-1-②)
- ・道路施設等の定期的な点検を行い、長寿命化計画を策定し、適時、適切な修繕または更新により、長寿命化を図ります。(5-3-①③)
- ・本市を縦横に通っている鉄路について、JR東日本株式会社との連携を強化することにより、災害発生時における物資輸送等の即応体制の構築を図ります。(5-3-④, 6-3-②)
- ・電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討します。(5-3-⑤)
- ・倒木による道路及び鉄路の不通対策として、路線付近における森林調査を実施し、必要な除間伐を行います。(5-3-⑤)
- ・災害時に再生可能エネルギーが利用できるよう、各所での導入を促進する施策を展開していきます。(6-1-①②)
- ・持続可能な地域内交通の実現を図るため、関係機関等と連携できる体制を平常時から構築し

ます（7-1-⑤⑥）

- ・災害時における共助が発揮されるためには、日常からの住民同士の交流が重要であることから、様々な機会を通じた交流機会の創出に努めます。（8-3-⑤）
- ・日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、県と連携しながら、外国人居住者への多言語表示等、支援体制についてニーズの把握に努めます。また、外国人を多く就業させている事業所等に対し防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災体制の整備に努めます。（8-3-⑥）
- ・速やかな応急仮設住宅の確保に向け、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設候補地を定めます。（8-4-⑥）

（3）地域の個性を生かし 豊かな心をはぐくむまちづくり

- ・防災訓練、学校教育・社会教育の様々な機会を通して、住民一人ひとりの防災意識の高揚に努めます。また、定期的な防災訓練の実施に努めるとともに、災害の種別に応じた訓練に努めます。（1-1-⑧⑨、8-3-①②⑤）
- ・文化財防火デーの消防訓練等を通して文化財の防災意識の高揚に努めるとともに、日頃から文化財の所有者や関係機関等との連絡を密に行い、災害発生時には所有者や関係機関等と連携して文化財を守る適切な取り組みを行える体制の構築を図ります。（3-1-⑧）

（4）活力あふれる産業のまちづくり

- ・林地の崩壊等、山地災害の被害を抑えるため、山地災害の恐れのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進します。（1-3-①、7-3-②）
- ・災害時においても建設事業者の事業の継続が図られるよう、業務継続計画（BCP）の策定を促します。また、災害時に活用可能な重機や資機材、人材の把握に努めます。（5-1-①）
- ・小規模事業者支援法に基づき、事業継続力強化支援計画について市内商工団体と共同での策定することを検討するとともに、各事業者に対して企業BCP（事業継続計画）の策定支援を行います。（5-1-①②）
- ・被災した事業者の早期復旧を図るため、被災事業者向け融資、施設等の復旧・整備に係る補助金等について情報提供を行うとともに、国、県、金融機関及び商工団体を連携して、融資や補助金等に係る相談、申請支援等に対応することとします。（5-1-③）
- ・危険物施設において、災害時に大量の危険性物質の流出を防ぐためのハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めることや、近隣の自主防災組織との連絡体制の構築等、大規模自然災害対策の強化を進めます。（5-2-①、6-1-①）
- ・危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進めます。（5-2-②、6-1-①③）
- ・災害発生時にいち早く復旧復興に資するため、老朽化した農業用水利施設の整備・更新及び防災対策を進め、地域ぐるみの共同活動による農地・農業用水利施設の保全管理を推進します。（5-4-③④、7-1-①）
- ・ため池については、大雨時や地震の揺れにより決壊しないように、関係機関との連携のもと点検を行うとともに、必要に応じて対策に取り組みます。また、防災重点農業用ため池が決

- 壊した場合には下流に影響を与えるリスクが高くなります。そのため関係機関との連携のもと、浸水想定区域内に避難所・防災活動拠点、避難道路等が存在するため池から優先的に地震豪雨耐性評価・劣化状況評価を実施し、必要に応じて整備を行います。(7-1-①)
- ・災害発生時に特に懸念される家畜の防疫については、定期的に意見交換・情報交換を実施し、感染症の防止に努めます。(7-1-⑦)
 - ・地域の共同活動支援により農業・農村の多面的機能の維持・保全の推進を図るとともに、田んぼに雨水を一時貯留する(田んぼダム)ことにより浸水被害の軽減を図ります。(7-3-①②)
 - ・大規模な森林被害を防ぐため、森林の公益的機能の発揮に支障を来す恐れがある間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進します。(7-3-②)
 - ・鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生等、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数の調整等、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進します。(7-3-③)
 - ・災害発生時、市外への迅速かつ的確な情報発信に努めるとともに、風評被害防止対策について、関係機関と連携して検討します。(7-4-①)
 - ・建設事業者の技術向上と育成を目指し、県及び団体が実施する各種研修の情報提供に努めます。(8-2-①)

(5) 地域で支え合い健康で元気なまちづくり

- ・大規模災害発生初動期における医療救護用の医療用資機材・医薬品等の確保を図るため、災害拠点病院である大崎市民病院自身が行う備蓄を支援します。(2-1-①⑤)
- ・災害拠点病院である大崎市民病院の医療用資機材・医薬品等の不足を防ぐため、関係団体と災害時応援協定を締結し、円滑な供給体制の構築を推進します。(2-1-②⑤)
- ・災害派遣医療チーム(DMAT)の受援体制と情報共有方法についてのルール作りを行います。(2-3-①)
- ・大崎市民病院において、災害対応マニュアル及び業務継続計画(BCP)について、継続的に内容の見直しを行います。(2-3-①⑩)
- ・災害拠点病院である大崎市民病院において、災害時に必要とされる医療従事者を確保するため、県内外の各機関と連携し、総合的な医療救護活動等の体制整備を推進します。(2-3-①③)
- ・大崎市民病院において、被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム(EMIS)の活用に向けたデータ整備を行います。(2-3-②④)
- ・災害による負傷者への速やかな救護及び医薬品等の早期確保につながるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携強化を図ります。(2-3-②⑤)
- ・発災直後から、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、避難所におけるルールづくりやプライバシーの保護等の整備を進めます。また、市と県が連携し、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援体制を構築します。(2-4-①, 8-4-①③)
- ・健康診査や予防接種を受けやすい環境を整えるとともに、健康教育にも取り組み、平素から

良好な健康状態を維持できる体制を確保します。(2-4-①②)

- ・高齢者や障がい者等，福祉避難所への避難が必要な被災者を受け入れるため，福祉避難所とのスムーズな連携体制の構築を図ります。(3-1-⑤，8-4-②)
- ・被災者が早期に生活再建できるように「被災者生活再建支援制度」に関する制度内容や情報を職員が共有します。また，各支援制度との関連性や関係課との連携を図ります。また，支援情報が必要な市民への情報提供（周知）の方法について，検討を行います。(8-4-⑤)

(6) 自然と共生し環境に配慮したまちづくり

- ・災害時の倒壊等被害防止のため，大崎市空家等対策計画に基づき，市内の老朽危険空家等の所有者等に対する助言・指導，勧告，命令，行政代執行等の措置を適切に実施していきます。(1-1-⑤)
- ・空家等を放置することなく，地域にとって有効な利用を促進するため，リフォーム補助金制度等を活用した取り組みを推進します。(1-1-⑥)
- ・老朽化した市営住宅については，公営住宅等長寿命化計画に基づき計画的に建替えや解体等を行うなど，公営住宅等整備事業等を推進します。(1-1-⑦)
- ・防災拠点となる公共施設の耐震化については，公共施設等総合管理計画に基づき計画的に改修等を推進します。(1-1-⑮)
- ・公共施設及び集会所等については，日常点検や定期点検により，施設の劣化状況を把握し，適正な修繕，改修を行い設備の充実を図ることで，避難所として必要な機能の維持，確保に努めます(1-1-⑯，3-1-③)
- ・不連続堤防区間が連続堤防となるよう，県に対し要望していきます。(1-2-①)
- ・国及び県管理の河川等については，堤防強化や流下阻害となる支障木，堆積土砂の撤去等，適切な河川の維持管理を継続して要望します。(1-2-①③，7-1-②)
- ・大規模洪水による甚大な浸水被害を防ぐため，地元の要望や必要性，緊急性等を総合的に判断しながら，河川改修や公共下水道（雨水）の整備を推進するとともに，雨水排水ポンプ場等の排水能力の増強を図ります。(1-2-④⑧⑨)
- ・市管理の河川や水路，雨水幹線，調整池等，浸水被害を防ぐため，適切な維持管理に努めていきます。(1-2-⑤)
- ・浸水被害に適切に対応するため，被害状況調査に基づく事業実施により地区全体の排水機能の強化に取り組みます。(1-2-③⑤)
- ・浸水被害に対応するため，排水ポンプ車の派遣を国に対し迅速に要請する経路を確立するとともに，防災調整池の堆積土を撤去し調節容量の確保を図ることで，雨水処理能力を強化します。(1-2-⑥⑧)
- ・水害に強いまちづくり，地域づくりを進めるため，専門家による技術的アドバイスを受けながら抜本的対策を検討した上で国や県への政策提言を行なうとともに，市と地域住民の協働により，各地域における水害対策の検討を行います。(1-2-⑦)
- ・吉田川・新たな「水害に強いまちづくりプロジェクト」事業の一環として，国と共同で水防災拠点に整備した吉田川志田谷地防災センターを活用し，災害時には一次避難所や現地指揮室，また災害対策車両の活動拠点として，迅速な災害対応が行なえるよう，国や地域住民，その他関係機関との連携強化を図ります。また，平時には地域住民や学生などの防災教育の

- 場として、防災知識を普及するとともに防災意識の向上を図ります。(1-2-7)
- ・排水施設等の長寿命化を図るとともに、計画的な施設及び設備の更新を行うことで、排水施設等の能力保全を図ります。(1-2-8)
 - ・水害に強い土地利用等の再構築を行うため、都市計画等と防災対策の連携強化による将来的な土地利用の規制誘導を行うとともに、浸水想定地域等ハザードエリアからの移転や建替え等について、地域の合意形成と意見集約を図りながら検討を行います。(1-2-9)
 - ・土砂災害に対応するため、定期的な維持管理や治山施設等の整備を行うよう、国及び県に要望していきます。(1-3-6)
 - ・災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物対策指針に基づく処理の実効性向上に向けた体制整備を図ります。(2-4-4⑤, 8-1-1)
 - ・情報通信網が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化等、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進します。(4-1-2③)
 - ・長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を促進します。(6-1-2)
 - ・民間活力を基本とした多様な地域産エネルギーの導入支援を行っていきます。(6-1-4⑤)
 - ・広域的な断水被害を回避するため、浄・配水施設や基幹管路等の主要水道施設の耐震化を推進するとともに、災害時に水供給を特に必要とする基幹病院や応急給水拠点等の重要給水施設に配水する管路の耐震化を計画的に実施します。(6-2-1)
 - ・広域断水時の応急給水は、浄・配水場直近に設置した市内15箇所の給水補給基地から給水車により各応急給水拠点へ供給するが、大規模漏水による配水場貯留水の流出を防止するため、配水場に緊急遮断弁を設置します。また、迅速な給水活動を実施するため、主要な応急給水拠点への緊急貯水槽整備を推進します。(6-2-2)
 - ・日本水道協会宮城県支部内において、「災害時相互応援計画」を締結、また、日本水道協会東北地方支部内において、「災害時相互応援に関する協定」を締結し、広域的な連携体制を構築します。(6-2-3)
 - ・下水道施設の被災に備え、下水道施設の長寿命化とともに耐震化等を推進します。(6-2-4⑦)
 - ・被災時に迅速かつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、下水道事業業務継続計画(下水道BCP)を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施します。(6-2-5⑦)
 - ・上水道施設の浸水対策としては、ハザードマップを参照し、調査・研究を行います。(6-2-6)
 - ・包括業務受託事業者である大崎水道サービス株式会社と「災害時における水道の応急活動の応援に関する協定」を締結し、被災時の市内事業者との連携を強化していきます。(6-2-7)
 - ・ため池の決壊等による下流域への洪水被害を防ぐため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、特に、決壊した場合に下流へ影響を与えるリスクの

高い防災重点農業用ため池については、ハザードマップを住民に周知する等、ハード整備とソフト対策を一体的に推進します。(7-1-①)

- ・ダム機能保持のため、効果的・効率的なダムの維持管理及び設備の更新を促進します。(7-1-②)
- ・有害物質の大規模拡散・流出等による人体・環境への悪影響を防止するため、国、県等と連携した体制の構築を図ります。(7-1-③, 7-2-①②③)
- ・地震等により倒壊した建物を解体する際は、関係法令に基づき吹付けアスベストの使用の有無を確認するよう指導するとともに、使用されている可能性のある建物の事前把握に努めます。併せて、建物所有者等に対して注意喚起を促す対策を講じます。(7-2-①②)
- ・建設リサイクル法に基づく届出制度を活用し、解体の届出のあった建築物についてアスベスト調査台帳と照査を行い、吹付けアスベスト等の使用が確認された建築物を解体する場合は、施工業者に対し適切な情報提供を行います。(7-2-①②)
- ・大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物発生に対応するため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保します。(8-1-②)
- ・建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物発生に対応するため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組みます。(8-1-③)

2 施策分野別指標

施策分野	指 標	リスク シナリオ
(1) 市民が主役 協働の まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織による防災訓練実施回数 H30年度50回 ⇒ R8年度120回 ○宮城県防災指導員数 R1年度589人 ⇒ R6年度700人 ○自主防災組織連合組織の結成数 R1年度3団体 ⇒ R6年度5団体 	<ul style="list-style-type: none"> 1-1 1-2 2-1 2-3 2-4 7-1 8-3 8-4
(2) 安全・安心で交流 が盛んなまちづく り	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅耐震化率 H30年度82.4% ⇒ R2年度95% ○防災拠点施設数 R1年度3箇所 ⇒ R6年度4箇所 ○ポンプ積載車配備率 H30年度68% ⇒ R2年度70%以上 ○計画的な食料の備蓄 R1年度100% ○緊急輸送道路ネットワーク計画の策定 R1年度100% ○職員防災必携の周知 R1年度100% ○下水道による都市浸水対策達成率 H30年度49.8% ⇒ R6年度56.1% ○跨線橋耐震化調査率 R1年度33.3% ⇒ R6年度100% ○無電柱化の実施距離 H30年度0.89km ⇒ R6年度1.04km ○消防団員数 H30年度2,335人 ⇒ R8年度2,430人 ○源泉配管の更新率 R1年度0% ⇒ R6年度60% 	<ul style="list-style-type: none"> 1-1 1-2 1-3 2-1 2-2 2-3 3-1 4-1 5-1 5-3 5-4 6-1 6-3 7-1 8-2 8-3 8-4
(3) 地域の個性を生か し豊かな心をはぐ くむまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校天井等耐震対策率 R1年度18% ⇒ R6年度76.1% 	<ul style="list-style-type: none"> 1-1 3-1 8-3

施策分野	指 標	リスク シナリオ
(4) 活力あふれる産業 のまちづくり	○間伐実施面積（年平均） H25年度260ha⇒R6年度910ha ○林道・林業専用道（累積合計） H26年度136km⇒R6年度186km	1-3 5-1 5-2 5-4 6-1 7-1 7-3 7-4 8-2
(5) 地域で支え合い健 康で元気なまちづ くり	○保健活動マニュアルの策定 R1年度0% ⇒ R2年度100% ○福祉避難所運営マニュアルの策定 R1年度100% ○市内災害拠点病院におけるBCP策定状況 H30年度100% ○予防注射接種率（麻疹・風疹） H30年度93.1% ⇒ R2年度95%	2-1 2-3 2-4 3-1 8-4
(6) 自然と共生し環境 に配慮したまちづ くり	○危険空家の解体件数 R1年度8件 ⇒ R3年度25件 ○災害廃棄物一時保管場所数 R1年度6カ所 ⇒ R3年度7カ所 ○上水道浄水施設の耐震化率 H30年度99.1%⇒（R3年度75%以上の目標達成） ○上水道配水施設の耐震化率 H30年度36.1%⇒ R3年度40%以上 ○上水道管路の耐震化率 H30年度12.3% ⇒ R3年度15%以上	1-1 1-2 1-3 2-4 3-1 4-1 6-1 6-2 7-1 7-2 8-1

第4章 国土強靱化地域計画に基づき実施する主な関連事業

国土強靱化施策を計画的に推進していくため、以下の主な関連事業を実施する。

施策分野	事務事業名	事業概要	備考
(1) 市民が主役 協働のまち づくり	コミュニティ施設等整備事業	地域の防災拠点となる集会所等の施設整備に係る一部補助	
	行政情報化推進事業	内部情報システムを活用し、行政事務の効率性を高め、効果的な行政運営を図るために必要な管理等に係る経費	
	地域情報化推進事業	市役所及び各小中学校間等を光ケーブルで結び、各種システムの運用を行うために必要な管理等に係る経費	
(2) 安全・安心 で交流が盛 んなまちづ くり	防雪柵設置事業(社会資本整備総合交付金, 道路新設改良事業債)	雪害に伴う交通障害は深刻な問題で経済活動等に重大な影響を及ぼすことから、防雪柵を設置し冬期間の安全な通行を確保する	
	除雪機械更新事業(社会資本整備総合交付金)	除雪機械の計画的な更新により継続した除雪体制を保持し、冬期間の円滑な交通と安全を確保する	
	橋梁長寿命化修繕事業(道路メンテナンス事業費補助, 道路新設改良事業債)	予防的な補修等を計画的に進め橋梁の延命化とコスト縮減を図り、道路ネットワークの安全性と信頼性を確保する	
	市道等新設改良事業(社会資本整備総合交付金, 道路新設改良事業債)	市民生活を支える市道の新設及び改良を計画的に進め、安全・利便性の向上と交通の円滑化による道路環境の快適性向上を図る	
	区画道路網整備事業(道路新設改良事業債)	地域の合意を得ながら狭隘道路の整備を進め通行や環境衛生の向上、消防・救急活動の円滑化など身近な区画道路網の形成を図る	
	防災対策経費(防災・安全社会資本整備交付金)	市民の生命、身体、財産を災害から保護するために、自主防災組織の育成や総合防災訓練の実施等に要する経費	
	消防施設整備事業(市町村振興総合補助金)	火災発生時の初期消火活動等の迅速化を図るため、「小型ポンプ付積載車」「ポンプ置場」「消火栓」「防火水槽」等の整備に要する経費	
	消防団運営経費	火災や自然災害から市民の生命、身体、財産を保護するために、円滑な消防団活動を推進するための経費	
	狭あい道路整備等促進事業(社会資本整備総合交付金)	幅員4m未満の道路に面して建築等を行う場合、拡幅協議や後退整備を実施することにより、災害に強いまちづくりを図る	
	耐震改修促進事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)	災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物の耐震性の向上、危険ブロック塀等の除去を推進する	
	住宅・建築物アスベスト改修事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)	吹付けアスベストの飛散による市民の健康被害を防止し、生活環境の保全を図るため、住宅・建築物のアスベスト対策を促進する	
	宅地かさ上げ等事業	立地適正化計画に定める居住誘導区域内における住宅の浸水被害の軽減を図るため、宅地かさ上げの推進を図る	
	排水路改良整備事業(排水路等整備事業債)	未整備水路を整備し、雨水排水の円滑な処理と衛生的な環境整備を実施する	
排水路改良整備事業【浸水対策】(排水路等整備事業債)	市内全域の常襲冠水地区の浸水被害を軽減させるため、排水路の改修を実施する		

施策分野	事務事業名	事業概要	備考
(2) 安全・安心 で交流が盛 んなまちづ くり	山王川第一号隧道改修事業(緊急自然 災害防止事業, 排水路等整備事業債)	点検結果によりトンネル覆工の老朽化に よる欠損等で地表面陥没の可能性がある と判明したことから緊急に隧道の改修を 進め安全性の向上を図る	
	〈新計〉環状道路整備事業(社会資本 整備総合交付金, 街路整備事業債)	市内の交通渋滞緩和のため交通分散によ る円滑な交通を推進するとともに主要な 拠点施設などへのネットワーク構築を図 る	
	道路舗装修繕事業(道路新設改良事業 債)	路面性状調査により舗装の劣化度を把握 し道路の維持管理・修繕を計画的に進め安 全で円滑な交通確保を図る	
	社会資本整備道路修繕事業(社会資本 整備総合交付金, 道路新設改良事業 債)	路面性状調査により修繕の優先度が高い 路線について計画的な道路修繕を行い安 全で円滑な交通確保を図る	
(3) 地域の個性 を生かし豊 かな 心をはぐく むまちづく り	小学校改修事業(学校施設環境改善交 付金)	老朽化及び構造上危険な状態にある小学 校の大規模改造工事等	
	中学校改修事業(学校施設環境改善交 付金)	老朽化及び構造上危険な状態にある中学 校の大規模改造工事等	
	小中学校天井等耐震化事業(学校施設 環境改善交付金)	小・中学校校舎及び屋内運動場の天井等耐 震化改修工事	
	学校教育環境整備事業	学校再編をはじめとした学校教育環境の 整備及び体制構築	
	公民館施設改修事業	公民館施設の改修及び修繕	
	社会教育施設耐震事業	生涯学習施設の耐震診断並びに耐震補強 工事	
	文化施設改修事業	文化施設の改修及び修繕	
	体育施設改修事業	体育施設の改修及び修繕	
(4) 活力あふれ る産業のま ちづくり	国内都市交流事業	姉妹友好都市等との相互交流	
	国際都市交流事業	姉妹友好都市等との相互交流と多文化共 生の推進	
	観光振興事業	地域と一体となった観光情報発信と受入 環境の整備	
	再生可能エネルギー推進事業	地域に賦存している自然を活用した再生 可能エネルギーを地域の産業分野などに 導入することにより, 産業振興を図るとと もに, 災害時の地産エネルギーとして活用 を目指す	
	商工業育成対策事業	中小企業, 小規模企業者の支援を行う商工 団体の活動や企業の販路拡大, 新技術開発 等の経費の一部に対して補助金を交付す ることにより, 企業の経営安定化を図る	
	中山間地域等直接支払推進事業	農業生産条件の不利な中山間地域等にお いて, 集落等を単位に, 農用地を維持・管 理していくための協定を締結し, 農業生産 活動等を行う場合に, 面積に応じて一定額 を交付	
	多面的機能支払交付金事業	農業・農村の有する多面的機能の維持・発 揮を図るための地域の共同活動に係る支 援	
	農村地域防災減災事業	農業水利施設のストックマネジメント。防 災重点ため池の豪雨・地震対策	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業	農業水利施設のストックマネジメント。防 災重点ため池の豪雨・地震対策	

施策分野	事務事業名	事業概要	備考
(4) 活力あふれる産業のまちづくり	水利施設整備事業	農業水利施設のストックマネジメント	
	田んぼダム推進事業	水田の貯留機能を活用した田んぼダムの取組を推進し、洪水被害の軽減を図る	
	農地利用効率化等支援事業	農業用機械・施設の導入等及び産地の基幹施設や食品流通拠点施設の整備を支援	
	造林事業	森林の有する多面的な機能をより高度に発揮させるため、市有林の造林、徐間伐、下刈り等の実施	
	地域林業整備事業	国県の補助を受けて事業行う林業事業体等に対し、事業費の一部を補助	
	おおさき地域材需要拡大支援事業	市産材を主要構造部に一定以上利用する一戸建ての新築木造住宅の建て主に対し、一定額を助成	
(5) 地域で支え合い健康で元気なまちづくり	鳴子温泉分院建替事業	救急や災害医療等を提供する役割を担う鳴子温泉分院の建替え	
	社会福祉施設改修事業	社会福祉施設の今後の方針整理と老朽化に伴う大規模改修（長寿命化）	
	介護保険施設整備事業	認知症高齢者グループホーム等の防災改修等の支援や施設の老朽化に伴う大規模修繕等費用の一部を補助するもの	
	児童保育施設整備事業	民間事業者が建設する保育施設の整備に対して補助金を交付する	
(6) 自然と共生し環境に配慮したまちづくり	上水道老朽管更新事業(水道管路緊急改善事業、重要給水施設配水管事業)	管路更新計画に基づき、緊急性・重要度を考慮して水道管路の耐震化を図りながら老朽管を計画的に更新する	
	水道施設耐震補強事業(基幹水道構造物の耐震化事業)	基幹水道構造物の地震に対する安全性を確保するため、耐震補強等が必要とされる既存施設の耐震性能を向上させるために耐震調査・補強・改築・更新をする	
	上水道配水管整備事業	道路改良や基盤整備等に伴う配水管の新設及び未給水地域への配水管整備をする	
	緊急時給水拠点確保事業(緊急時給水拠点確保事業)	災害発生時に給水機能が停止した際の緊急的措置として、配水池の貯水を確保し、応急給水拠点を確立させライフラインを持続させる	
	公園維持管理経費	平時のスポーツや地域活動など市民の憩いの場や災害時の避難場所など快適・安心な環境を提供するための維持管理	
	緊急浚渫推進事業	近年多発する大規模自然災害に備え、早急に大崎市が管理する準用河川及び普通河川の流下能力の確保を行う	
	下水道建設事業【汚水】(社会資本整備総合交付金)	汚水管渠の整備(公共用水域の水質保全と生活環境の改善)	
	下水道建設事業【ストックマネジメント】(社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金))	下水道施設の老朽化対策(長寿命化)	
	下水道建設事業【雨水】(社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金))	雨水施設の整備(浸水被害の軽減)	
	農業集落排水事業【強靱化】(農村整備事業費)	農業集落排水施設の強靱化(改築・更新)	
	浄化槽市町村整備推進事業(循環型社会形成推進交付金)	申請による公設浄化槽の整備(公共用水域の水質保全と生活環境の改善)	
	市役所周辺整備事業(都市構造再編集中支援事業)	広域防災・活動拠点として市街地の再生・再構築を図るため敷地の整序並びに土地利用の転換を図り、良好な市街地環境を形成する	
	図書館周辺整備事業	新たな拠点施設への回遊性向上と合わせ交通混雑を解消し、まちなか居住の推進とにぎわい、交流を図る	

施策分野	事務事業名	事業概要	備考
(6) 自然と共生 し環境に配 慮したまち づくり	緒絶川周辺整備事業(都市構造再編集中支援事業)	景観に配慮した歩行空間を整備し、川沿いの散策路として蔵風建築の街並みが続く風情ある地区を形成する	
	市街地再開発事業(古川七日町西地区)(社会資本整備総合交付金事業)	中心市街地の再生とともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図りながら、交流機能と居住機能の拠点形成を図る	
	まちなか回遊路整備事業(都市構造再編集中支援事業)	まちなかに点在する拠点施設等を結ぶ道路について、まちなか回遊路・避難路として歩行空間の整備・改善を行なう	
	中山間地域等直接支払推進事業(再掲)	農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための協定を締結し、農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付	
	多面的機能支払交付金事業(再掲)	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援	
	農村地域防災減災事業(再掲)	農業水利施設のストックマネジメント。防災重点ため池の豪雨・地震対策	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業(再掲)	農業水利施設のストックマネジメント。防災重点ため池の豪雨・地震対策	
	水利施設整備事業(再掲)	農業水利施設のストックマネジメント	
	田んぼダム推進事業(再掲)	水田の貯留機能を活用した田んぼダムの取組を推進し、洪水被害の軽減を図る	

第5章 計画の推進

1 市地域計画の進行管理

市地域計画を推進するためには、各取り組みを着実に実施するだけでなく、評価・検証し、必要に応じて計画を見直すことが必要なことから、取り組み状況の確認などの進行管理を実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画については、重複する点も多い大崎市地域防災計画の作成等を担う、大崎市防災会議委員の意見を聴取します。

2 PDCAサイクルの確立

市地域計画に基づく施策・事業を計画的かつ効率的に推進するため、PDCAサイクルを通じた検証・改善を継続的に行います。また、今後の社会経済情勢等の変化や、災害による新たな課題・取り組み等が生じた場合には、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

3 関係機関との連携

市地域計画における取り組みは、まちづくり、教育、福祉、防災、情報等が様々に関連する計画であることから、計画の推進に当たっては、各部・各総合支所等との密接な連携を図るだけでなく、国、県等の関係する機関との連携について、平時から関係性の構築を図っていきます。

4 市民・企業との協働

本市が国・県等と連携して行う公助だけでは、災害発生時の様々なニーズに的確に対応することはできないため、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互い自発的に連携し、お互いを守る「共助」を中心とした地域防災力の強化を図る取り組みを推進します。

地域防災力の強化に向けて市民・自主防災組織・事業所等が、災害発生時の必要な時に必要な助け合いができる体制の構築を図るため、住民同士の地域内での関係性の構築や共助体制の強化を図ります。

《資料編》

資料1 国土強靱化関連市計画等一覧

総合計画等

番号	計画等の名称
1	第2次大崎市総合計画
2	大崎市国土利用計画（第二次）
3	第2期 宝の都（くに）・おおさき市地方創生総合戦略
4	大崎市新市建設計画

個別計画等

番号	計画等の名称
5	大崎市地域防災計画
6	大崎市業務継続計画
7	大崎市公共施設等総合管理計画
8	第2次大崎市環境基本計画
9	災害廃棄物対策指針
10	第2次大崎市空家等対策計画
11	大崎市過疎地域持続的発展計画
12	第3次大崎市男女共同参画推進基本計画
13	大崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）
14	第8期大崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
15	第2次大崎市健康増進計画
16	第2次大崎市母子保健計画
17	新大崎市民病院改革プラン
18	大崎市病院事業病院ビジョン
19	大崎市民病院事業継続計画（BCP）
20	大崎市地域福祉計画
21	大崎市障がい者計画
22	第2次大崎市産業振興計画
23	大崎市森林ビジョン
24	大崎市森林整備計画
25	大崎市の産業振興に向けた再生可能エネルギー導入方針
26	大崎市観光振興ビジョン
27	大崎市都市計画マスタープラン
28	大崎市立地適正化計画
29	大崎市中心市街地復興まちづくり計画
30	舗装維持修繕計画
31	橋梁長寿命化修繕計画
32	トンネル長寿命化修繕計画
33	道路附属物等長寿命化修繕計画
34	公園施設更新計画
35	大崎市耐震改修促進計画
36	大崎市住生活基本計画
37	第2次大崎市公営住宅等長寿命化計画
38	第2期大崎市水道ビジョン
39	大崎市水道事業のアセットマネジメント
40	大崎市生涯学習推進計画【改訂版】
41	大崎市学校施設長寿命化計画
42	大崎市地域公共交通計画

資料2 過去における災害の概要

本市の過去における主な災害は、次のとおりです。

1 地震災害

発生年月日	災害の様子
S 37. 4. 30	<ul style="list-style-type: none"> ○宮城県北部地震 ○震源地は宮城県北部。マグニチュード6.5 ○死者2名, 重傷者12名, 軽傷者84名 ○損害額5億5,179万円 ○全壊176棟, 半壊444棟, 土木被害67カ所等 ○江合川右岸の江合, 左岸の上埜, 新江合川右岸の寺浦で液状化が発生。液状化の影響で江合橋の橋桁が水平15cm, 上下5cmのずれを示した
S 53. 2. 20	<ul style="list-style-type: none"> ○宮城県沖で発生した地震 ○マグニチュード6.7, 負傷者9名, 建物被害446件, その他被害435件, 被害総額1億6,498万円
S 53. 6. 12	<ul style="list-style-type: none"> ○1978年宮城県沖地震 ○震源地は宮城県沖, 北緯38°09', 東経142°10' ○震源の深さ40km, マグニチュード7.4, 震度5 ○旧小牛田町に接する馬櫛で家屋倒壊の被害が発生 ○負傷者30名 ○県内で全壊1,377棟, 半壊6,123棟, 一部破損125,370棟の被害が発生
H 8. 8. 11	<ul style="list-style-type: none"> ○宮城県北部で発生した地震 ○震源地は県北部直下, マグニチュード5.8 ○半壊20棟, 一部損壊117棟, 被害総額4億円以上
H 15. 7. 26	<ul style="list-style-type: none"> ○宮城県北部で連続して発生した地震 ○震源地は宮城県中部。北緯38°24.3', 東経141°10.2' ○震源の深さ12km, マグニチュード6.4, 震度6弱 ○全壊54棟, 半壊312棟, 一部損壊2,632棟 ○重傷者19名, 軽傷者98名(大崎圏) ○県内の被害総額320億円
H 20. 6. 14	<ul style="list-style-type: none"> ○平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震 ○震源地は岩手県内陸南部。北緯39°1.7', 東経140°52.8' ○震源の深さ8km, マグニチュード7.2, 震度6弱 ○全壊1棟, 半壊7棟, 一部損壊287棟 ○死亡者0名(市外での死亡者2名), 重傷者9名, 軽傷者72名 ○県内の被害総額1,094億円(公共施設等被害)
H 23. 3. 11	<ul style="list-style-type: none"> ○平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震 ○震源地は三陸沖。北緯38°6.2', 東経142°51.6' ○震源の深さ24km, マグニチュード9.0, 震度6強 ○全壊596棟, 大規模半壊233棟, 半壊2,201棟, 一部損壊9,138棟 ○死亡者7名(市外での死亡者11名), 重傷者79名, 軽傷者147名 ○県内の被害総額9兆1,653億円(H25.9.10現在, JR東日本の被害額は含まず) ○市内のライフラインの復旧月日 <ul style="list-style-type: none"> ①電気 3月21日 ②固定電話 3月21日 ③水道 3月31日
R 4. 3. 16	<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年福島県沖を震源とする地震 ○震源地は福島県沖。北緯37°41.8', 東経141°37.3' ○震源の深さ57km, マグニチュード7.4, 震度6弱 ○全壊1棟, 中規模半壊3棟, 半壊25棟, 準半壊76棟, 一部損壊939棟 ○重傷者1名, 軽傷者4名 ○県内の被害総額305億円(R4.6.17現在) ○市内のライフラインの復旧月日 <ul style="list-style-type: none"> ①電気 3月17日 ②水道 3月20日

2 風水害災害

発生年月	災害の様子
S 5 5. 8	○大雨により、鶴田川が決壊し、水田350ha冠水
S 6 1. 8	○台風第10号により、降雨量271mm ○吉田川4カ所で決壊 ○冠水面積2,670ha(旧鹿島台町の約50%) ○被害総額111億円(旧鹿島台町災害対策本部) ○死者1名,全壊43棟,半壊162棟,一部損壊580棟 ○床上浸水806棟,床下浸水438棟 ○避難勧告1,415世帯,5,636人
H 2. 9	○台風第19号により吉田川左岸において、漏水あり。月の輪工法を2か所で実施 ○被害総額3,022万円
H 2. 10	○大雨により、床上浸水2棟,床下浸水87棟 ○道路の通行不能6か所
H 2. 11	○大雨により、床下浸水51棟,道路の通行不能3か所 ○シート張り工法,積み土のう工法,月の輪工法を実施
H 2 3. 9	○台風第15号による被害 ○床上浸水108棟,床下浸水100棟 ○避難勧告及び避難指示642世帯,2,230人(吉田川流域の上志田地区・下志田地区・内ノ浦地区の一部・鎌巻地区の一部)
H 2 7. 9	○平成27年9月関東・東北豪雨による被害 ○床上浸水205棟,床下浸水490棟 ○被害額4,751,905千円(家屋除く) ○避難所開設数30か所,避難人数2,291人 ○木流し・シート張り・月の輪・積み土のう工法 ○救助者数192名(へり,ボート,徒手搬送)
R 1. 10	○令和元年東日本台風による被害 ○床上浸水389棟,床下浸水260棟 ○被害額11,824,193千円(家屋除く) ○避難所開設数22か所,避難人数1,838人 ○救助者数120名(へり,ボート,徒手搬送)
R 4. 7	○令和4年7月15日から16日の大雨による被害 ○床上浸水174棟,床下浸水632棟 ○避難所開設数13か所,避難人数250人 ○救助者数93名(ボート,徒手搬送)

【資料：大崎市地域防災計画，令和元年東日本台風に伴う被害状況（R3. 2. 12）】

3 火山噴火災害

火山噴火予知連絡会は、平成15年1月に「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在噴気活動が認められる火山」を活火山として定義し、宮城県内では栗駒山、蔵王山、鳴子の3火山が活火山に該当します。

本市にある活火山である鳴子は、近年、火山噴火被害は発生していません。また、本市に隣接し、噴火被害が想定される栗駒山は、1944年が直近の噴火となります。以下に活動状況等について整理します。

火山名	過去の活動状況等
鳴子	<p>鳴子火山は、本県北西部に位置し、直径約7kmの不鮮明な輪郭をもつカルデラとその中心部の溶岩ドーム群からなるデイサイトの4つの溶岩ドームが一群をなしそれらに囲まれた酸性の火口湖・潟沼（直径400m）の内外やその西側の溶岩ドーム（海拔396m）の壁では噴気活動が盛んである。</p> <p>溶岩ドームには直径100～400m程度の火口地形が多数認められ、後カルデラ期には溶岩ドーム群の形成とそれを一部破壊するような爆発的な活動が発生していたと考えられる。溶岩ドームや湖成層はテフラ群に覆われ、そのうち比較的分布域が広い潟沼－上原テフラ（約1.8万年前）が潟沼形成に関わったと考えられている。</p> <p>鳴子火山のうち、潟沼西部の溶岩ドームは溶岩直下の砂礫層中の樹幹の年代測定により、約11,800年前頃から開始したと推測される。また、山麓部では腐植土中に鳴子火山起源の火山灰が分布しており、その噴出年代は下位の腐植土中の年代分析値から、約5,400年前以降と推測される。溶岩ドーム形成後の地熱活動により、2000～3000年前に水蒸気噴火が発生している。（日本活火山総覧（第4版）による）</p>
栗駒山	<p>栗駒山は、宮城・岩手・秋田の三県にまたがり別名須川岳・大日岳・駒ヶ岳・お駒山と呼ばれる安山岩の成層火山である。</p> <p>1万年以内の噴火活動に関する詳細な年代分析値は報告されていない。山頂付近や山頂の北側斜面に分布する表土（クロボク）中に堆積している火山灰の分析では、915年（十和田a火山灰）以降に、少なくとも2回（1944年の小噴火を含む）の水蒸気爆発が起き、約5,400年前（十和田－中掬（ちゅうせり）火山灰）から915年の間にも、少なくとも2回の水蒸気爆発が起こっている（日本活火山総覧（第4版）による）。</p> <p>なお、仙台管区気象台では平成22年（2010年）より常時観測、震動観測、遠望観測、地殻変動観測）を行っている。</p>

【資料：宮城県国土強靱化地域計画】

資料3 県地域計画と市地域計画の施策分野の関係

県地域計画 【施策分野】		市地域計画 【施策分野】	県地域計画 【施策分野】
個別施策分野	A 行政機能	(1) 市民が主役 協働のまちづくり	A, I, J
	B 住宅・都市	(2) 安全・安心で 交流が盛んなまちづくり	A, B, F, I
	C 保健医療福祉	(3) 地域の個性を生かし 豊かな心をはぐくむまち づくり	A, I, J
	D 環境	(4) 活力あふれる産業のまち づくり	E, F
	E 産業	(5) 地域で支え合い 健康で元気なまちづくり	C
	F 交通・物流	(6) 自然と共生し 環境に配慮したまちづく り	B, D, G, H, I
	G 県土保全		
	H 土地利用		
横断的分野	I 老朽化対策		
	J リスク コミュニケーション		

大崎市国土強靱化地域計画

発行年月／令和2年6月策定（令和6年3月改正）

発 行／宮城県大崎市

編 集／大崎市市民協働推進部政策課

〒989-6188

宮城県大崎市古川七日町1番1号

TEL 0229-23-2129

FAX 0229-23-2427

URL <https://www.city.osaki.miyagi.jp/>

E-MAIL seisaku@city.osaki.miyagi.jp
